

運輸安全マネジメントに関する取り組み



2024年4月
株式会社泉タクシー

運輸安全マネジメントへの取り組みについての宣言

平成 18 年 3 月 31 日公布、道路運送法の改正等により、同年 10 月 1 日より運輸安全マネジメントの導入が義務付けられました。

(株) 泉タクシーにおいては、この運輸安全マネジメントの推進が自動車運送事業運営の根幹と位置づけ、輸送の安全確保が最も重要であることを再認識し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるため、次に掲げる「輸送の安全に関する基本方針」を定めました。

社長が最終的な責任を有する組織を明確にし、経営トップから現場までが一丸となって輸送の安全に関する目標とその計画を作成し、情報の共有や伝達を確実にを行い、又、業務の改善を継続的に行い、記録を管理することにより、輸送の安全性の確保と向上に取り組むことを宣言します。

1. 輸送の安全に関する基本方針

輸送の安全の確保が当社の事業運営の根幹であることを深く認識し、(株) 泉タクシー・イズミバスにおいて輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底します。以上を実行に移すため、次による「輸送安全に関する基本方針」を事業場に掲げ、全従業員の意識の高揚を図ります。

1. 「輸送の安全確保は我社の根幹」
2. 「安全輸送でサービス向上」
3. 「安全の上に築く会社と全従業員の繁栄」

輸送の安全に関する交通事故削減計画の策定 (Plan)、その実行 (Do)、実行内容のチェック (Check)、不備がある場合には改善 (Act) を行い、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努めます。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

令和 6 年 4 月 1 日
株式会社 泉タクシー
代表取締役 高平 賢

2.令和5年度 輸送の安全に関する目標達成状況

目標		発生件数 2件	対前年度比率（前年度件数）
項目	件数		
人身事故件数	0件	1件	100%（1件）
物損事故件数	3件	1件	33%（3件）
追突事故件数	0件	0件	0%（0件）

・第一原因事故 ・物損事故は損害見積額 20,000 円以上を計上

3.自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

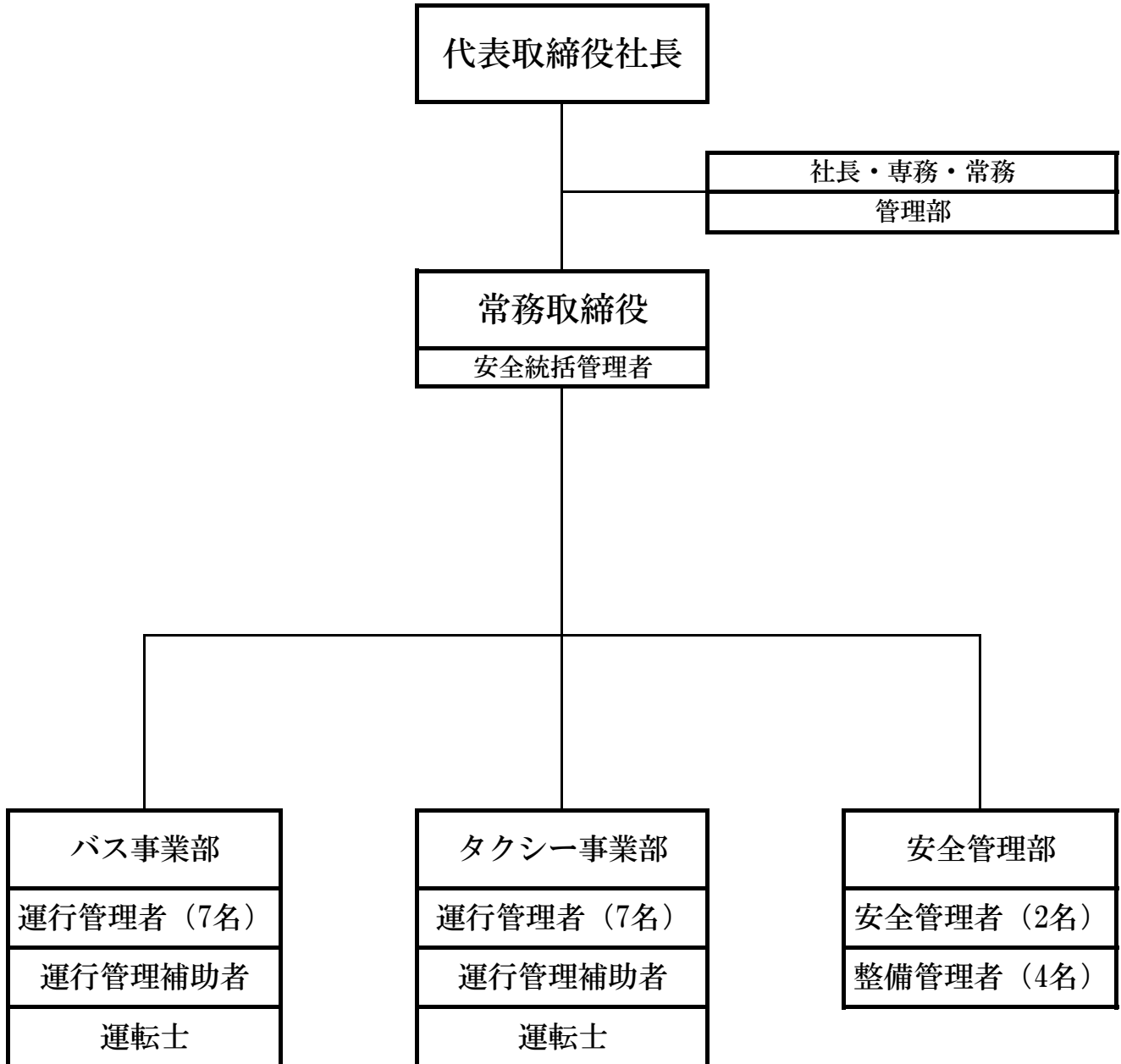
令和5年4月1日～令和6年3月31日の該当事故は下記の表の通りである。

事故の種類	件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、また踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの	0件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる損害を受けた者をいう）を生じたもの	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償法施行令第5条第4号に掲げる障害を生じたもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又シャシばねの破損又は脱落により自動車が運転できなくなったもの	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
車両故障事故	0件

4.輸送の安全に関する組織体制と指揮命令系統

「安全管理規程」の添付資料である「組織体制と指揮命令系統」で定めております。

輸送の安全に関する組織体制と指揮命令系統



(株)泉タクシー・バス

5.輸送の安全に関する重点施策

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令に定められた事項を遵守すること。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

6.輸送の安全に関する計画

1. 交通事故、災害等発生時における救護義務等についての教育・指導の徹底。
2. アルコールチェックの完全実施。
3. 進路変更、ドア開閉、発進停止時、右左折時には、二輪車を先にやり過ごす様に指導の徹底を図る。
4. 目視確認を徹底させ、正しい判断、動作についての指導教育を実施。
5. 交差点通過時の安全確認の徹底。（交差点は事故が多発、通過時の優先意識の排除）
6. 速度確認リスト、タコグラフを活用し、速度超過者を指導する。

7.事故、災害等に関する報告連絡体制

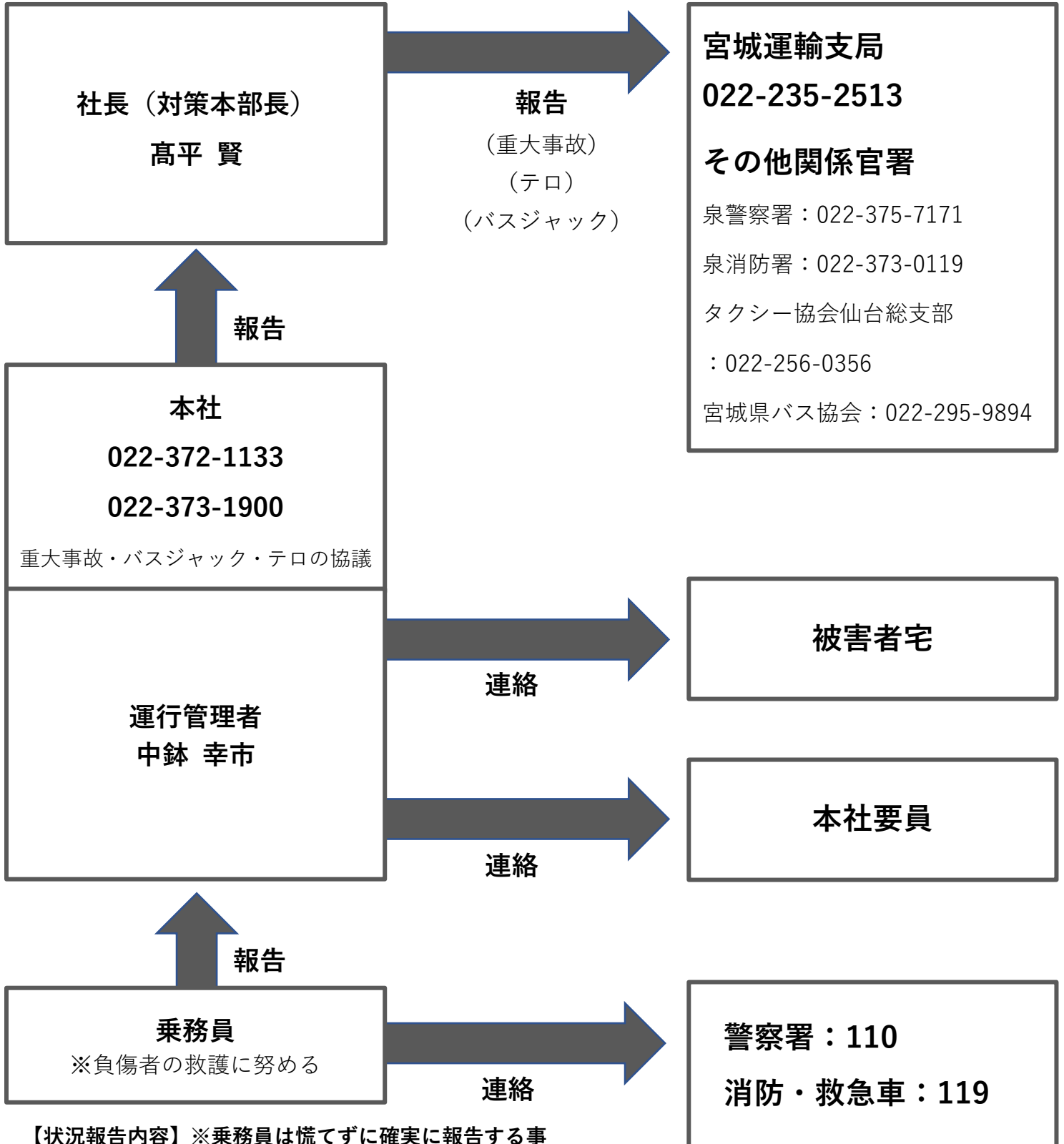
「安全管理規程」の添付資料である「事故発生時 緊急連絡系統図」で定めております。

8.安全統括管理者、安全管理規程

安全統括管理者：平成 30 年 10 月 1 日付で中鉢幸市（常務取締役）を選任しております。

株式会社 泉タクシー（イズミバス）

事故発生時 緊急連絡系統図 (重大死傷事故・バスジャック・テロ)



【状況報告内容】※乗務員は慌てずに確実に報告する事

- ①事故の種類
- ②発生日時
- ③発生場所
- ④事故状況
- ⑤負傷者名・人数・収容病院名
- ⑥その他

9.輸送の安全に関する実績等

項目	実績
GPS 配車システム	タクシー全車両
デジタルタコメーター・ドライブレコーダー 車内カメラ	タクシー全車両・バス全車両
バックアイカメラ	タクシー全車両・バス全車両
前後バンパー四隅接近警報システム	タクシー全車両
自動ブレーキアシストシステム	タクシー全車両

10.令和 6 年度 輸送の安全に関する目標

項目	件数
人身事故件数	0 件
物損事故件数	3 件
追突事故件数	0 件

・ 第一原因事故 ・ 物損事故は損害見積額 20,000 円以上を計上

11.輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

年間計画に基づいた研修を実施 ※別添資料参照（輸送の安全及び教育・研修に関する年間計画表）
又、年 4 回にわたり NASVA（自動車事故対策機構）様による研修を実施しております。

【2024/4～2025/3】令和6年度輸送の安全及び教育・研修に関する年間計画表

指導・研修・教育計画等			
実施月	教育	指導事項	研修
4	1.事業用自動車を運転する場合の心構え	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地における安全速度の励行 ・ドア開閉時の安全確認 ・子供、高齢者、障害者等の発見時徐行運転の励行 ・横断歩道通過時の安全確認の徹底 ・管理者添乗指導実施 ・管理者添乗指導実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・車内アナウンス ・非常扉の操作方法
5	2.事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本事項について	<ul style="list-style-type: none"> ・シートベルトの正しい着用の励行 ・一時停止場所での確実な停止の励行 ・交差点における安全確認の励行 	手分け記録
6	3.事業用自動車の構造上の特性について 4.非常用信号用具、非常口、消化器の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼルクリーンキャンペーン ・バック時の安全確認の徹底 ・ドア開閉時の安全確認 ・駐車車輛側方通過時の安全確認の励行 	
7	5.乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項について	<ul style="list-style-type: none"> ・客席シートベルト着用案内強化 ・接客の言葉の実践励行 ・余裕ある進路変更と停止 	・安全運転講習会
8	6.旅客が乗降する時の安全を確保する為に留意すべき事項について	<ul style="list-style-type: none"> ・ドア開閉時の安全確認 ・二輪車の動静確認の徹底 ・接客の言葉の実践励行 	
9	①ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転につ ②ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライブレコーダーによる指導 ・ドライブレコーダーによる指導 	
10	8.危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法について 9.異常気象における対処方法	<ul style="list-style-type: none"> ・危険予知呼称運転の励行 ・住宅地における安全速度の励行 ・早め点灯の励行 ・道路・気象状況に応じた安全速度の励行 	・路面状況に適した運転方法（冬道編）
11	10.運転者の運転適性に応じた安全運転について	<ul style="list-style-type: none"> ・無謀運転の徹底把握 ・接客の言葉の実践励行 ・右左折時の前・後方の安全確認の励行 	・プレヒーター操作確認
12	11.交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・無謀運転の徹底把握 ・早め点灯の励行 ・バック時の安全確認の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ●冬季総点検安全運転講習会 ・事故災害訓練 ・救命講習会 ・車輛脱落事故防止対策
1	12.健康管理の重要性について	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断表を基にした面談指導 ・交差点における安全確認の励行 ・交差点通過時の安全確認の徹底 	
2	13.安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適正な運転方法	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ強化月間 ・ディーゼルクリーンキャンペーン ・早め点灯の励行 ・バック時の安全確認の徹底 	
3	7.主として運行する路線若しくは経路及び営業区域における道路・交通状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通状況事前把握の励行 ・道路・気象状況に応じた安全速度の励行 ・危険予知呼称運転の励行 	

株式会社 泉タクシー【泉バス】 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

1. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるとき。

あると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は下記の通りとする。

輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法

次に掲げる次項を記録し、これを適切に保存する。

1. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録
2. 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
3. 輸送の安全に関する報告連絡体制
4. 事故・災害等の報告
5. 安全統括管理者の指示内容
6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
7. 輸送の安全に関する内部監査の結果
8. 経営トップに報告した是正措置又は予防措置
9. その他安全管理体制を構築・改善する上で、必要と判断するもの

平成 26 年 10 月 30 日設定